

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 282-0004

(ふりがな) ちばけんなりたしふるごめあざふるごめ1-1

住所 千葉県成田市古込字古込1-1

(ふりがな) じせだいくこうしすてむぎじゅつけんきゅうくみあい

氏名 次世代空港システム技術研究組合

(ふりがな) せんむりじ ふくだ あきら

専務理事 福田 朗

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

はじめに

このたび、「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」について、意見を提出する機会を与えていただきましたことに対して厚く御礼申し上げます。以下に当技術研究組合における考えを述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

本論

#### 1. 航空分野での RFID 機器の利用動向

航空分野においては、IATA(国際航空運送協会)が2004年6月総会にて、作業の効率化、セキュリティの確保を目的とした航空手荷物のRFID推進が決議され、日本を含め各国にてRFID技術の活用が計画されている。

IATAからは、国際的に共通利用するRFIDの周波数規格として以下のように提案されている。

- 1) 13.56MHz (ISO/IEC18000-3)
- 2) UHF帯 860MHz~960MHz

UHF帯のRFID活用については、米国大手航空会社による大規模本格導入が予定されている。アジア地区では香港国際空港にて2005年1月よりUHF帯RFID機器による手荷物管理システムが運用開始する予定であり、今後世界の主要空港にてRFID活用は急速に普及していくと予測されている。

#### 2. RFID 機器の特徴

RFID機器の利用範囲は、1m程度から数m程度までの局所的範囲であり、数km以上の広範囲に亘り電波を使用して事業を行っている事業者とは、利用目的が異なる。

#### 3. 海外での RFID 機器の電波利用料徴収に関して

米欧等の諸外国においても、RFID機器のような免許不要局からは、電波利用料を徴収していない。

#### 4. 海外との協調

海外と相互運用される国際航空分野においては、海外と協調し、普及促進を図るべきである。

## 5. まとめ

このように国際航空分野を一例に考察しましたが、全ての分野における国内外での RFID 機器の普及促進を図るためにも電波利用料を徴収しないことを要望いたします。

以上